

社会福祉法人 相幸福社会
指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護
【小規模多機能型居宅みのり】
重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定 第 1690100571 号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 相幸福社会
- (2) 法人所在地 富山県富山市豊城町 15 番 7 号
- (3) 電話番号 076-426-1294
- (4) 代表者氏名 理事長 相澤 実希
- (5) 設立年月日 平成 15 年 3 月 11 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅みのり
介護予防小規模多機能型居宅みのり
- (4) 事業所の所在地 富山県富山市城川原 1 丁目 1 7 - 1 4
- (5) 電話番号 0 7 6 - 4 3 7 - 7 7 2 2
- (6) 管理者氏名 永森 由美子
- (7) 運営方針 利用者の一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成 2 3 年 4 月 1 日
- (9) 登録定員 2 9 人 (通いサービス定員 1 8 人、宿泊サービス定員 9 人)
- (10) 居住等の概要 当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。(ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室 (一人部屋)	9 室	テレビ、ベッド備え付け
食堂及び機能訓練室	1 ルーム	
浴室	3 浴 室	3 浴槽
多目的ホール	1 カ 所	地域交流室
喫煙所	1 カ 所	多目的ホール内に有り

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、義務付けされている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業のサービス提供地域 富山市内、相談に応じる
 ※ 上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日		年中無休
営業時間	通いサービス	9:00 ~ 16:00
	訪問サービス	24時間
	宿泊サービス	16:00 ~ 9:00

※ 受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の設置状況

ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職員を設置しています。

〈主な職員の設置状況〉 ※職員の設置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1人		事業内容調整
2. 介護支援専門員	1人		サービスの調整・相談業務
3. 看護師・介護職員	4人以上	3人以上	健康チェック等の医療業務 日常生活の介護・相談業務

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者	(勤務時間) 8:30 ~ 17:15
2. 介護支援専門員	(勤務時間) 8:30 ~ 17:15
3. 看護師・介護職員	(主な勤務時間) 8:30 ~ 17:15 (夜間の勤務時間) 17:00 ~ 9:00 (待機) 17:00 ~ 9:00 その他、利用者の状況に応じた勤務時間を設定します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
 当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された割合で算出された額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画に定めます。

〈サービスの概要〉

① 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や、機能訓練を提供します。

ア 食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者が調理をすることができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

イ 入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

ウ 排せつ

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うと共に、排せつの自立についても適切な援助を行います。

エ 機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

オ 健康チェック

- ・ 血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。

カ 送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

② 訪問サービス

ア 利用者のお宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や、機能訓練を提供します。

イ 訪問サービスの提供に当たるものは身分を証する書類を携行し、初回訪問時及びご契約者もしくはそのご家族から求められたときは、これを提示します。

ウ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

エ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ・ 医療行為
- ・ ご契約者もしくはその家族からの金銭または高価な品物の授受
- ・ ご契約者もしくはご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ・ その他、ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

③ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、口腔ケア、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や、機能訓練を提供します。

〈サービス利用料金〉

① 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ、一月単位の包括費用の額利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）です。

別紙、利用料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります）。

② 月ごとの包括料金で、契約者の体調不良や状態の変化等により、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画に定めた期日を超えた場合であっても、日割りでの割引、または、増額はいたしません。

③ 月途中から登録した場合、または、月途中から登録を終了した場合、登録した期日に応じて、日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了」とは、以下の日を指します。

「登録日」・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者と当事業者の利用契約を終了した日

- ④ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合、サービス利用料金の金額を一旦、お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ⑤ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用別途、徴収いたします。
- ⑥ 介護保険からの給付額に変更があった場合
変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。（別紙の料金表をご参照ください）

〈サービスの概要〉

① 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事は実費となります。

② 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用は実費となります。

③ おむつ代

利用分は別途、徴収いたします。

④ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただく事ができます。利用料金、材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、銀行等で手続きをされた方は、翌月22日に指定の口座より振り替えさせていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）サービス、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ② 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則として、サービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- ③ 5. (1) の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も、1ヵ月の利用料は変更されません。ただし、5. (2) の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)

- ④ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により、契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に

提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価、結果等は書面に記載して、ご契約者に説明の上交付します。

6. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、富山市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、別に記載の損害賠償の定めに基づき損害賠償を速やかに行います。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付担当者 管理者 永森 由美子
- ・ 苦情解決責任者 施設長 坂田 恭子
- ・ 電話番号 076-437-7722
- ・ 受付時間 毎週月曜日 ～ 金曜日 9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

富山市福祉保健部 介護保険課	所在地 富山県富山市新桜町7番38号 電話番号 076-443-2193
富山県 国民健康保険団体連合会	所在地 富山県富山市下野字豆田995番地の3 電話番号 076-431-9833
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 富山県富山市安住町5番21号 電話番号 076-432-3280

8. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行ないます。また、消防訓練を年2回、利用者も参加して行ないます。

- ・ 消防署への届出 令和5年7月
- ・ 防火管理者 吉村 雄太

〈消防設備〉

- ・ 自動火災報知機
- ・ 非常通報装置
- ・ 非常用照明
- ・ 誘導灯
- ・ 消火器
- ・ スプリンクラー

9. 運営推進会議の設置

当事業所では、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について、定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

（構成）利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）について知見を有する者等

（開催）隔月

（会議録）運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成します。

10. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて、以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

医療機関名	富山県済生会富山病院	寺島医院（嘱託医）
住所	富山市楠木33-1	富山市下奥井1丁目23-50
電話番号	076-437-1111	076-432-9072

11. サービス利用にあたっての留意事項

- ・ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・ 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・ 所持金は自己の責任で管理してください。
- ・ 事業所内での他の利用者に対する執拗な、宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

